

# 第5章 東海地震に関する緊急対策 (南海トラフ地震に関連する情報(臨時))

## 第0節 「東海地震に関連する情報」の見直し

### 第1 大規模地震対策特別措置法による取扱い

大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定され、本市においても東海地震に関連する情報(東海地震予知情報等)に基づいた地震防災応急対策を定めて東海地震に備えてきた。しかし、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」を平成29年9月に取りまとめ、「現時点においては、地震の発生時期・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」との考えが示された。一方で、「現在の科学的知見を防災対応に生かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していく事が必要」であり、「その結果を受けて、必要に応じて現行制度の改善や新たな制度構築も検討すべき」との考えも示された。

### 第2 国の対応

前項の報告を踏まえ、平成29年11月1日から国の中央防災会議幹事会は、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、南海トラフ沿いで異常な現象等が観測された場合、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、「東海地震に関する調査情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」は発表されなくなった。

### 第3 県の対応

県は、「三重県地域防災計画」(平成30年3月修正版)にて気象庁が「南海トラフに関する情報」(臨時)を発表した際に行う防災対応について以下のとおり取りまとめた。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 県の体制(「南海トラフ地震準備体制」)

(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

(3) 緊急部長会議の開催

2 県民への広報

3 県有施設等の点検

4 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

5 「南海トラフ準備体制」廃止時期

おおむね1週間単位毎に、体制の必要性を総合的に判断するものとする。

6 関連計画の取扱い

本計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

## 第4 市の対応

本市における南海トラフ地震(東海地震)に関する対応については、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合に亀山市地域防災計画(地震災害対策編第5章)に基づき地震応急対策を行うこととしている。

しかし、前述のことから本市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時の対策は、下記のとおりとする。

なお、この運用については、国において南海トラフ地震に対する新たな防災対策が定められるまでの当面の間とする。

### 1 南海トラフ地震に関する情報(臨時)について

南海トラフ地震に関する情報(臨時)の発表条件は以下のとおり。

- ①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ③南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

### 2 本市の体制について

上記①が発表された場合は情報収集体制を、②が発表された場合は準備体制(南海トラフ地震準備体制)をとることとし、更に緊急性が高まった場合には警戒体制に移行することとする。また、③が発表された場合は体制を縮小又は解除することとする。

各配備人員は下記3(2)のとおりとし、大規模地震発生に伴う初動対応や地震災害警戒本部会議への対応等が可能な体制をとるものとする。

なお、既に災害対策基本法に基づき災害対策本部が設置されている場合、又は地震が発生し災害対策本部の設置基準を満たした場合は、災害対策本部の体制をとることとする。

### 3 配備体制について

#### (1) 配備体制に基づく対応について

地震情報	配備体制	対象職員	対応
①	情報収集体制	防災安全課 情報指令課	県や防災関係機関との連絡体制をとり、地震情報の収集を行うこととし、状況に応じて準備体制に移行できる体制とする。
②	準備体制～ 警戒体制	全職員 (ただし、派遣職員等は除く)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害警戒本部会議を開催する。</li> <li>2 各対策部の職員により、県や防災関係機関との連絡体制を強化し、地震情報の収集を行う。</li> <li>3 所管施設（設備等含む）の点検をする。</li> <li>4 大規模地震発生後の災害応急対策の確認を行う。</li> <li>5 状況に応じて準備体制から警戒体制に移行する。</li> </ol>

#### (2) 配備人員について

対策部(班)長を含む下記の配備人員により応急対策活動を実施する。

対策部等名	準備体制	警戒体制	非常体制	備考
危機管理班	5	5	全職員配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。</li> <li>2 各対策部長は、災害状況等により、配備人員の増減を行うことができる。</li> </ol>
総務対策部 (うち税務班)	—	11 (3)		
市民環境対策部 (うち関支所班) (うち環境班)	—	16 (5) (5)		
建設対策部	—	16		
福祉医療対策部	—	9		
教育対策部	—	5		
消防対策部	2	15		
配備人員合計	7	77		

#### 4 今後の対応について

本運用については、国・県の動きに応じて、適宜、修正等を行うこととする。また、亀山市地域防災計画及びその他の計画等の修正については、国において、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められ、三重県において地域防災計画をはじめとする東海地震に関する既存の計画等が見直された際に、見直すこととする。

## 第1節 計画の目的と地震情報

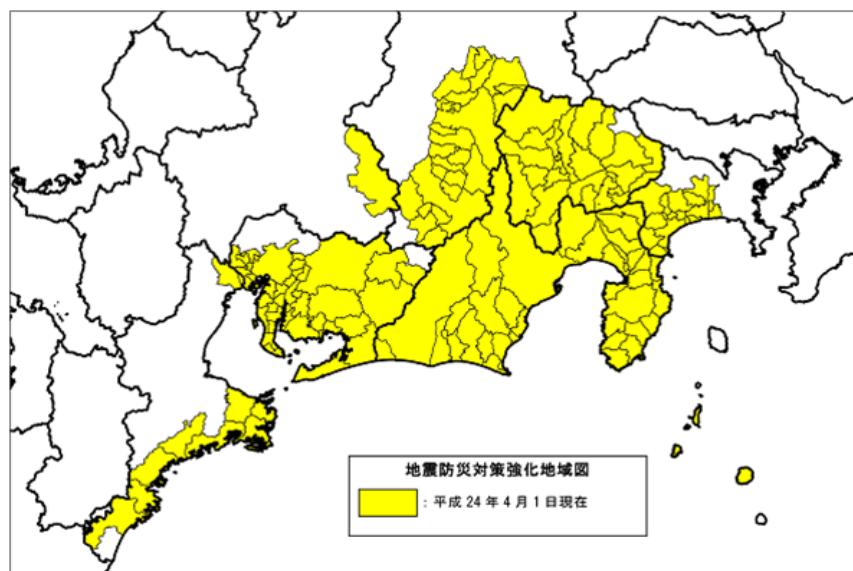
### 第1 計画の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定され、大震法第3条第1項に基づき、平成29年4月の時点で「東海地域を中心に1都7県157市町村」、「三重県では10市町<sup>1</sup>」が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、大規模な地震が発生した場合においては、市全域において震度5弱以下の地震動が予想され、人的及び建物被害等が発生するおそれがあることから、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、市民の不安等社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策に係る措置に関する事項等を定め、緊急対策及び地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

東海地震の想定震源域と地震防災対策強化地域



(内閣ホームページより)

<sup>1</sup> 三重県内地震防災対策強化地域指定市町とは  
伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町の10市町

## 第2 東海地震に関連する情報

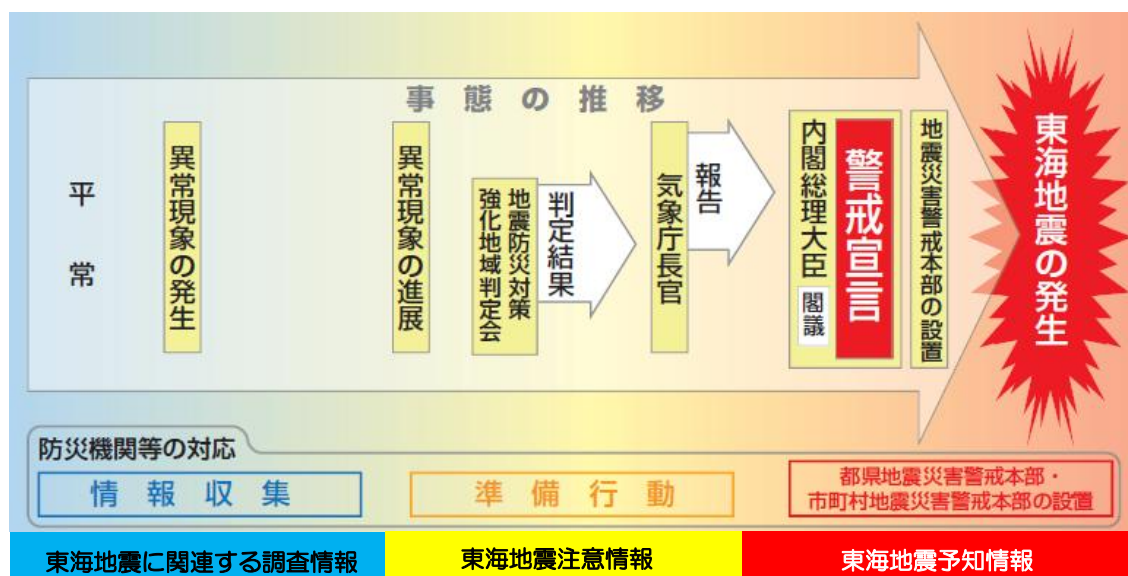
東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対策を取るものとする。

「東海地震に関する情報」には、異常の発生に応じ、「東海地震に関連する調査情報(臨時)」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として青・黄・赤の「カラーレベル」で示される。

### 1 発表される情報の種類

情報の種類	発表の内容
東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因について調査の状況が示される。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられ場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

### 2 東海地震情報の流れと事態の推移



(気象庁ホームページより)

## 第2節 緊急対策活動

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 警戒本部設置の決定 2 警戒本部廃止の決定
副 本 部 長	1 市長不在時若しくは何らかの理由で市長が発令することのできない場合、市長に代わって上記の決定業務を行う。 2 代理の順序は、副市長、地域医療統括官、消防長の順とする。
総務対策部	警戒本部事務局を構成
各対策部長	各対策部における応急対策活動の指揮をとるとともに、警戒本部員として活動
連 絡 員	警戒本部と各対策部との連絡・調整を行う。

### 第2 警戒本部の設置

東海地震予知情報(警戒宣言)が発せられた場合、東海地震に係る地震防災対策強化地域が行う緊急対策に準じ、警戒本部を設置し、三重県地域防災計画「特別対策(東海地震に関する緊急対策)及び亀山市地域防災計画の定めるところにより緊急対策を実施する。

### 第3 警戒本部の活動

ここで規定する警戒本部は、東海地震予知情報(警戒宣言)が発せられてから地震が発生するまでの間において開設し活動するものであり、地震が発生した場合は、直ちに「第3章 災害応急対策」に規定する災害対策本部に切り替えて活動するものとする。

災害対策本部に関する事項、災害対策本部の組織、災害対策本部の分掌事務、災害対策本部の活動内容、非常連絡等の詳細は、「第3章第2節 組織体制」に定めた内容によるものとする。

なお、緊急対策の実施に当たっては、県、その他防災関係機関と緊密な連絡をとり、地震発生の際、円滑な災害応急対策活動ができるよう、概ね下記の事項を実施する。

#### 1 警戒本部

(1) 警戒宣言、東海地震予知情報、その他地震に関する情報等の収集活動を行い、住民等へ

の伝達・広報を実施するとともに、地震防災上必要な措置を講ずる。

(2) 県警戒本部への報告、要請等県との地震防災活動の連携

ア 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。

イ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示を行う。

ウ 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

(3) 避難勧告・避難指示(緊急)又は警戒区域の設定

(4) 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

(5) 消防、水防等の応急措置体制を準備

(6) 避難者等の安全確保体制を準備

(7) 緊急輸送体制の確保

(8) 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

(9) 自主防災組織活動の指導、連携

(10) その他地震防災応急対策上の措置

## 2 消防本部

消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を行う。

(1) 情報の収集と伝達

(2) 消火活動、救助活動の出動体制の確立

(3) 警戒区域内の住民への避難の勧告又は指示の伝達

(4) 出火防止のための広報

## 3 消防団

(1) 情報の収集と伝達

(2) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

(3) 火気使用の自粛の住民等に対する広報の実施

(4) 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)

(5) 住民の避難誘導を準備

(6) 水防資機材の点検、配備及び確保準備

(7) 警戒区域からの避難確保のパトロール

(8) 救助用資機材の確保準備

# 第4 地震情報発表時における職員の行動

職員は、東海地震注意情報発表により各自準備体制をとり、地震発生に備えるものとし、警戒宣言発表時には緊急に応急対策を実施しなければならない。



この対策活動は、警戒宣言が発せられると警戒本部が設置されるので、これにより実施する。

警戒本部が設置された場合、職員への非常招集連絡が行われるが、電話回線の輻輳も予想されるため、警戒体制及び非常体制において配備につく職員は、招集がなくても自発的に緊急応急対策に参加しなければならない。

その他、職員の責務として留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 東海地震注意情報が発表された場合、職員は常に情報収集に努めるものとし、自動参集及び地震の発生に備えなければならない。
- 2 警戒宣言が夜間、休日等勤務時間外に発せられた場合、警戒本部の設置に伴い、警戒体制をとるべく該当する職員は直ちに登庁し、警戒本部の活動に参加しなければならない。
- 3 警戒宣言が平常勤務時間中に発せられた場合は、外出中の職員は直ちに勤務を中断して帰庁し、警戒本部の活動に加わらなければならない。

また、会議等行事を開催中であればこれを中止するとともに、一般参加者を帰宅させる等の措置を講じなければならない。

- 4 警戒本部から特に任務を命ぜられなかった職員は、いつでも警戒本部の活動に従事できるよう待機し、上司の指示がなければ退庁することができない。

なお、上司の指示により勤務の交替上、必要があると認められる場合は、勤務時間中であっても帰宅することができるものとする。

## 第5 非常参集

東海地震に関する緊急対策時の非常参集は、「第3章第1節第3 職員の参集」による。

## 第6 地震情報発表時の活動

気象庁の地震活動総合監視システムで異常現象が検知等され「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合、異常現象が進行し気象庁が「東海地震注意情報」を発表した場合及び大震法に基づき東海地震に係る地震防災対策強化地域に「警戒宣言」が発表された場合に、以下に掲げる配備体制をとるものとする。

## 1 配備体制

地震情報	配備体制	配備体制の内容	備考
東海地震に関連する調査情報(臨時)	情報収集体制	防災安全課及び消防本部情報指令課により、県及び防災関係機関との連絡体制を取り、地震情報の収集にあたるものとし、状況に応じてさらに高度の準備体制に移行できる体制とする。	防災安全課及び消防本部情報指令課において、情報収集にあたる。
東海地震注意情報	準備体制	主要対策部が指定する職員により、県及び関係機関との連絡体制を強化し、地震情報の収集にあたる。 また、状況に応じて更に高度の警戒体制に移行できる体制を準備する。	主要対策部各班が指定する職員により情報収集体制を強化する。
東海地震予知情報(警戒宣言)	警戒体制	警戒宣言の発表に伴ない、各対策部指定職員をもって、市民等に対する地震情報の提供及び市民として取るべき措置等を広報して、市民生活の混乱防止を図るとともに、地震発生時における応急対策等の措置について準備する。	警戒本部を設置し、市民等に対する広報及び応急対策についての準備を開始する。

## 2 配備人員

対策部(班)長を含む下記の配備人員により応急対策活動を実施する。

対策部等名	情報収集体制	準備体制	警戒体制	備考
危機管理班	5	5	5	1. 各対策部の配備編成については、各対策部長の計画による。 2. 地震発生の推移の変化に応じ配備人員の増減を行うことができる。
総務対策部 (うち税務班)	—	—	11 (3)	
市民環境対策部 (うち関支所班) (うち環境班)	—	—	16 (5) (5)	
建設対策部	—	—	16	
福祉医療対策部	—	—	9	
教育対策部	—	—	5	
消防対策部	—	2	15	
配備人員合計	5	7	77	

## 第3節 地震情報等の伝達

東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合、各災関係機関との連携強化を図り、情報の共有に努めるとともに、迅速かつ正確な情報収集等その伝達体制を確立する。

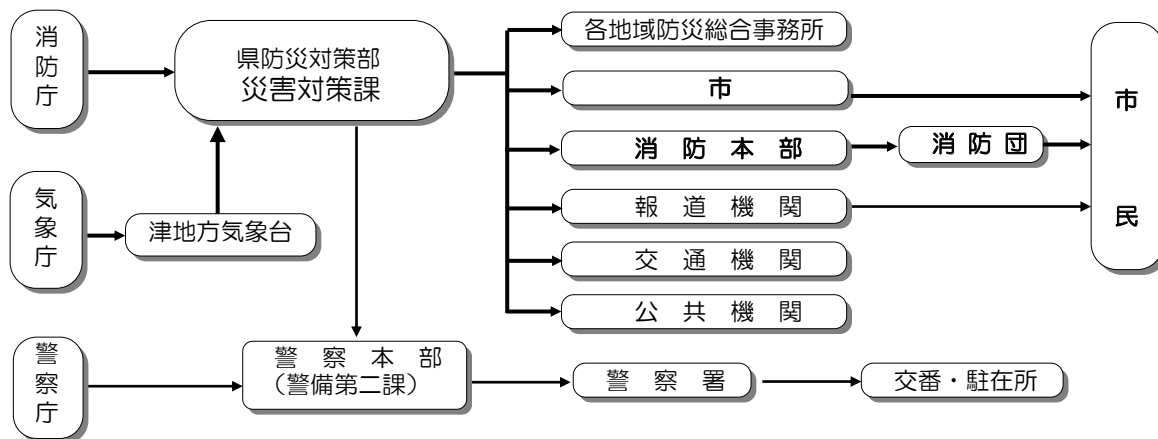
また、市民等への情報伝達及び広報にあたっては、人命の安全を第一として家庭や職場における措置対策等の情報等を広報し、無秩序な情報が流れ憶測によるデマ等の社会的な混乱の防止に留意するとともにあらゆる伝達手段を用いて迅速かつ適切に伝達・広報を行う。

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総務対策部	1 本部長への報告及び各対策部への情報伝達 2 防災関係機関及び自主防災組織への情報伝達 3 市民の生命を確保するため、必要な緊急広報 4 関係機関に対する情報伝達及び広報協力の要請 5 市民からの問い合わせに対応
市民環境対策部	防災行政無線(同報系)による関地区での緊急広報
消防対策部	消防団及び防災関係機関への情報伝達及び連携の強化
各対策部長	1 各対策部における緊急対策活動の指揮をとるとともに、警戒本部設置のための活動を支援 2 関係機関との連携及び情報伝達
消防団	消防団車両による市民への情報伝達及び緊急広報
自主防災組織	市から発する地震情報等の広報・伝達に関する協力

### 第2 地震情報の伝達

予知情報(警戒宣言)は、下記の「大震法に基づく伝達系統図」の伝達系統が用いられる。



## 1 通信連絡の方法

通信連絡の方法は、防災行政無線、一般電話、携帯電話、衛星携帯電話等によるが、通信手段の詳細については、「第3章第4節第5-1 通信手段」による。

## 2 発表等の通報を受けた場合の措置

東海地震予知情報及び警戒宣言等の通報を受けた場合の措置は、「第3章第16節第1 被災者への情報伝達活動」による。

## 3 主要施設・団体及び事業所等への伝達

東海地震予知情報及び警戒宣言の通報を受けた場合は、次に掲げる各対策部は、公共団体及び主要施設等管理者にその内容を伝達する。

伝 達 先	担当対策部
幼稚園、小中学校等	教育対策部
保育園、認定子ども園及び社会福祉施設	福祉医療対策部
1 従業員300人以上の事業所 2 売場面積500m <sup>2</sup> 以上の店舗 3 収容人員100人以上の旅館、ホテル	建設対策部
自主防災組織	総務対策部

その他の事項は、「第3章第3節第2 地震発災時の情報伝達」による。

## 第4節 地震情報等の広報

地震予知情報等が発せられると、無秩序な情報が流れ憶測によるデマ等により市民の混乱が予想されることから、これを未然に防止するため迅速かつ適切な広報を実施する。

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総務対策部	1 市民の生命を確保するため、必要な緊急広報の実施 2 関係機関に対する広報協力の要請 3 市民からの問い合わせに対応
市民環境対策部	防災行政無線（同報系）による関地区での広報
消防団	消防団車両による市民への広報の実施
自主防災組織	市の広報への協力

### 第2 広報の内容

#### 1 緊急広報の内容

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の内容、特に市域及び県内の震度等の予想
- 2 市民及び事業所等が緊急にとるべき措置
- 3 交通機関の運行状況及び道路交通規制等の情報
- 4 混乱防止のための対応措置
- 5 不要不急の旅行等を控えるなどの適切な行動の呼び掛け
- 6 防災体制に関する情報
- 7 その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項

#### 2 緊急広報の方法

市民等への緊急広報は、以下の手段等による。

##### 1 インターネットによる広報

市ホームページ緊急情報及び「亀山市公式フェイスブックかめやま」による地震情報等の配信

## 2 安心メール配信による広報

携帯電話メールにより地震情報等の配信

## 3 緊急速報メール

携帯電話各社(SoftBank・KDDI・NTTdocomo)より緊急速報メールによる「災害・避難情報等」の配信

## 4 ケーブルテレビによる広報

行政情報番組により地震情報等の放送

## 5 広報車による広報

市広報車、消防団車両等による市内の巡回広報

## 6 地域放送施設による広報

放送設備保有自治会への依頼による地震情報等の広報

## 7 防災行政無線「同報系」

関、加太及び坂下地区に整備されている防災行政無線(同報系)による市民への地震情報等の広報

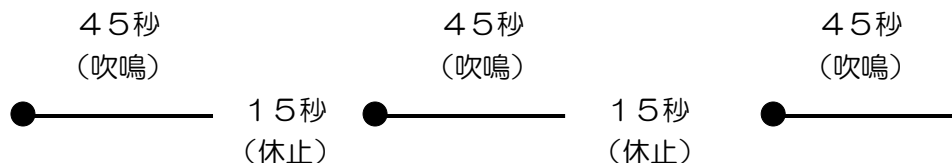
## 8 個別巡回

市職員、警察官、消防団員、自治会(自主防災組織等)による各地区での個別巡回による地震情報等の広報

## 9 サイレン・警鐘

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は次のとおり。

## (1) サイレン



## (2) 警 鐘



\* サイレン又は警鐘は、適宣の時間を継続すること。

## 第3 緊急広報時における文例

東海地震注意情報及び東海地震予知情報(警戒宣言)が発せられた場合に広報する文例は次のとおりとし、日本語だけの広報のみならず、外国語による広報についても配慮することとする。

## 1 東海地震注意情報発表後(例文)

本日午前(午後)〇〇時〇〇分、気象庁から地震観測データに異常が観測されたため、東海地震注意情報が発表されました。

市では、万々に備えて防災体制を整えています。

市民の皆さんも万々に備えて、不要不急の旅行などを控え、日頃行っている安全対策をもう一度点検してください。

また各事業所においては、従業員やお客さまのための安全対策をもう一度点検してください。

東海地震に関連する情報は、気象庁から継続して発表されますので、市民の皆さんは今後のテレビ、ラジオ、市からの広報に十分注意するようにお願いいたします。

## 2 警戒宣言発表後

本日午前(午後)〇〇時〇〇分に内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発せられたため、市は地震災害警戒本部を設置いたしました。

市民の皆さんは、次のことに十分注意して東海地震の発生に備えてください。

まず、

- 1 火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
- 2 消火の準備や飲料水の確保のため、風呂やバケツに水を蓄えてください。
- 3 今のところ避難する必要はありませんが、いつでも避難できるよう準備してください。
- 4 危険な場所にいる方は、身の周りの安全を確認してください。
- 5 デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオ、市からの広報などの正確な情報を得てください。

市では、この非常事態を乗り切るため全力をあげて対処いたしますので、市民の皆さんも格別のご協力をお願いいたします。

## 第5節 避難の指示及び避難

東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	1 避難勧告・避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定 2 避難所開設の決定
総 務 対 策 部	1 避難勧告・避難指示（緊急）等の県、警察等関係機関への伝達・協議 2 避難勧告・避難指示（緊急）の市民及び自主防災組織への伝達 3 警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去の伝達 4 避難情報及び避難所開設状況の広報
市民環境対策部	1 避難所の開設、管理運営 2 文化スポーツ施設における利用者の安全確保
教育 対 策 部	1 避難所の開設、運営管理に関して、市民環境対策部に対する支援 2 学校、幼稚園における児童・生徒・園児の安全確保 3 教育関係施設における利用者の安全確保
各 対 策 部	各対策部所管の避難者援助対策の実施
消 防 団	避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達及び誘導等
亀 山 警 察 署	避難の指示・誘導
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織	1 避難勧告・避難指示（緊急）等の市民相互の伝達 2 避難時における災害時要援護者の安全確保の協力 3 避難所において主体的に運営

### 第2 避難所の開設準備及び開設

警戒宣言が発せられた場合、地震発生後の避難を容易にするため、「第3章第10節第2 避難所」により、避難所の受入れ準備、開設準備を行う。

### 第3 避難勧告又は避難指示（緊急）

#### 1 避難勧告・避難指示（緊急）の基準



警戒宣言発表の時点では原則として避難を要しないが、急を要する等、市長(地震災害警戒本部長)が必要と認める場合は、避難のための立ち退きを勧告または指示を行うものとする。

## 2 避難勧告・避難指示(緊急)の伝達方法

警戒宣言発表後、市長(地震災害警戒本部長)が避難の必要があると認めた場合は、速やかに避難対象地区の住民に対し、防災行政無線(同報系)、ケーブルテレビ、市ホームページ・亀山市公式フェイスブックかめやま・安心メール・広報車等、あらゆる伝達方法を用いて、避難の勧告・指示等を行うものとする。

## 3 避難に際しての周知事項

市(消防機関及び消防団を含む。)及び自主防災組織や避難対象地区住民等に対し避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言発表以降に避難勧告等が発せられた時は、「警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等」を告知する。

また、市域内における観光客等に対する周知・伝達に努める。

- 1 避難対象地区の地区名
- 2 出火防止措置、消火器の点検、貯水、応急対策の実施
- 3 避難経路及び避難先
- 4 避難する時期
- 5 避難行動における注意事項(携行品、服装等)

## 4 避難の方法

避難の方法は、「第3章第10節第1-4 避難システム」による。

## 第6節 学校・園における児童生徒の安全確保

東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発せられた場合の児童生徒の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
福祉医療対策部	1 保育園、認定こども園への情報伝達及び情報収集 2 保育園、認定こども園における地震情報に基づく安全対策の実施
教育対策部	1 学校、幼稚園への情報伝達及び情報収集 2 学校、幼稚園における地震情報に基づく安全対策の実施

### 第2 児童・生徒の安全対策

- 1 児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 児童生徒が在校・在園中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、授業・クラブ活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
  - (2) 児童生徒が登下校・園中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
  - (3) 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- 2 学校・園等においては、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておくものとする。
- 3 東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- 4 施設、設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第7節 救助・救急活動及び消防活動

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発せられた場合、消防団・自主防災組織等防災関係機関との連携を図りつつ、市民の安全確保、重要施設等対象物の災害防御、救急救助等に関する活動体制を準備する。

### 第1 救助・救急・消防

警戒宣言が発せられた場合、救助・救急活動及び消防活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、次の措置をとる。

- 1 消防職員、消防団及び自主防災組織を中心に警戒体制の強化を図る。
- 2 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- 3 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- 4 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- 5 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- 6 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- 7 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- 8 迅速な救急救助のための体制を確立する。
- 9 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応援体制の整備を図る。

### 第2 消防対策部の活動体制

#### 1 非常配備

警戒宣言が発せられた場合、消防対策部は、警戒体制をとるものとする。

#### 2 非常招集

勤務時間外及び職務のため外出中の職員は、警戒宣言発表の報に接したとき又は消防本部から非常招集の連絡を受けたときは、直ちに所定の場所へ参集するものとする。

#### 3 部隊編成

警戒宣言が発せられた場合、勤務中の職員及び参集した職員によって部隊を編成する。

#### 4 事前計画等

大規模災害時には、「第3章第7節第1 消火活動及び第2 救助・救急活動」に準じて活動を行うが、詳細については消防長が別に定める。

## 第3 関係機関等の活動体制

### 1 消防団の活動

警戒宣言が発せられた場合、消防団は、地震災害警戒本部及び消防本部と連携を密にし、地域防災の指導的役割を担うものとし、諸活動に当たるものとする。

なお、消防団の体制・活動の詳細は「第3章第2節第9 消防団」によるものとする。

### 2 自主防災組織の活動

警戒宣言が発せられた場合、自主防災組織は、地震災害警戒本部の活動に協力し、防災関係機関と地域住民が一体的に、かつ、冷静に行動できるよう両者の橋渡しの役割を担うものとし、具体的な活動としては、消防団の広報活動及び情報収集活動に協力するものとする。

## 第8節 医療・救護活動体制の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう、必要な措置を講ずる。

なお、「第3章第10節第2 避難所」の定めるところにより、警戒宣言発表の段階であっても避難所を開設する場合があるので、この場合の医療救護の方法についても併せて検討するものとする。

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
本 部 長	県及び災害応援協定に基づく災害医療救護班への応援要請
福 祉 医 療 対 策 部	1 医薬品及び医療用資機材の確認及び調達準備 2 市内拠点病院としての体制を準備
災 害 医 療 救 護 班	要請に基づき、災害医療等救護体制を準備
市 民 ・ 事 業 所	1 家庭内、事業所内における応急処置用医薬品の確認 2 家具等の転倒防止策の実施 3 救護所開設予定地の把握

### 第2 医療救護活動の準備

東海地震等による大規模な地震災害が発生して医療救護が必要となった場合は、福祉医療対策部が主体となって一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会、三重県鈴鹿保健所、日本赤十字社亀山地区奉仕団、自主防災組織等の協力を得て活動を実施する。

そのため、本部長は警戒宣言が発せられたときは、速やかに災害医療救護班と協議し、活動体制を準備する。

#### 1 救護所の開設準備

警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう、次により事前措置等対策を講ずる。

- 1 東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思の決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、災害応援協定に基づき災害医療救護班に対し、医療救護体制の準備を要請する。
- 2 医療救護施設の設備・資機材を配置又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等の設置を準備する。

3 東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思の決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、要救護者の搬送体制準備を行う。

4 市民等に対し救護所・救護病院等の周知を図る。

なお、警戒宣言が発表された段階において、避難所が開設される場合を考慮し「第3章第10節第2 避難所」の定めるところにより、医療救護の方法についても併せて定めるものとする。

## 2 初期救急医療体制

初期救急医療活動は、班編成により行うものとし、「第3章第8節第2 初期救急医療体制」の定めるところにより構成する。

## 3 医療救護活動の実施

警戒宣言発表の段階であっても、必要により避難所が開設され医療救護を必要とする場合は、直ちに「第3章第10節第2 避難所」に定める医療救護活動にあたるものとする。

## 第9節 緊急の交通・輸送機能の確保

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
総務対策部	自動車利用の抑制、運転者のとるべき措置の広報
建設対策部	国及び県の道路管理者と同一の活動
道路管理者	1 道路・橋梁の被災調査体制の確立 2 応急復旧工事、道路障害物除去作業の準備 3 道路交通規制の準備
亀山警察署	道路交通規制の方針決定及び実施の準備
建設業協会 亀山支部等	協定に基づく道路障害物除去作業及び応急復旧作業の準備
市民、事業所	1 車はできるだけ使わないよう心掛け、徒歩で行動するよう努める 2 運転者のとるべき措置を実施

### 第2 県により実施される交通対策

#### 1 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域内への一般車両の流入は極力制限する。
- (2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- (3) 緊急交通路の優先的な機能の確保を図る。

#### 2 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。

##### (1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては、県内に流入する車両(軽車両を除く。)のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両以外の車両を極力制限する。

この場合、県外(強化地域外)への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

## (2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

## (3) 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

なお、広域交通規制対象道路は以下のとおり。

- ① 伊勢湾岸自動車道
- ② 東名阪自動車道
- ③ 新名神高速道路
- ④ 伊勢自動車道
- ⑤ 紀勢自動車道
- ⑥ 国道1号
- ⑦ 国道23号
- ⑧ 国道25号(名阪国道)
- ⑨ 国道42号

### 第3 交通規制等の要請

警戒宣言が発せられた場合は、主要な幹線道路において交通が混乱し、大渋滞が予想される。このため、これらの事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、亀山警察署に対し交通規制等の混雑緩和措置について協力を要請する。

### 第4 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合は、車両等の運転者に対し、次の措置を行うことにより安全の確保を図り、混乱の防止に協力するよう要請する。

走行中の車両は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

避難のために車両を使用しないこと。



## 第10節 広域的な応援・受援体制の整備

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊に対する地震防災派遣を要請する。

また、広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受入れを迅速に行うための体制を整備しておくものとする。

## 第11節 公共施設の安全対策

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じ施設の安全確保対策の措置を講じる。

また、警戒宣言が発せられた場合、公共施設・不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた安全対策を講ずるものとする。

### 第1 実施責任

役職・組織等	活 動 の 内 容
建設対策部	1 所管道路の緊急点検及び巡視 2 必要に応じ交通の制限、工事中の道路等における工事の中断等の措置 3 水害・土砂災害等危険箇所の応急措置
建設対策部	1 ため池・用水路等の緊急点検及び巡視 2 水害・土砂災害等危険箇所の応急措置
消防団	1 水害・土砂災害等危険箇所の巡視 2 避難勧告・指示の市民への伝達
市有施設管理者	1 利用者への広報活動 2 被害防止のための措置

### 第2 公共施設(市が管理又は運営する施設)

#### 1 道路

市は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

#### 2 河川施設・ため池等

市は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管する河川・ため池等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合には工事の中断等の措置を講ずる。

#### 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

- 1 警戒宣言、地震予知情報等の来訪者への伝達
- 2 来訪者の避難等の安全確保措置

- 3 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止及び薬品などの危険物質による危害の予防措置
- 4 出火防止措置
- 5 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- 6 消防用設備等の点検、整備と事前配備

なお、緊急応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は、上記のほか次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保

### 第3 民間施設(事業所に対する要請)

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合の出入り者の安全確保及び混乱の防止等の措置とるよう要請するものとする。

- 1 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
  - (1) 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
  - (2) 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- 2 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観光客、来訪者等への伝達に関すること。

## 第12節 食糧及び生活必需品等の確保

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食糧、生活必需品等の調達可能数量について確認を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合、必要により食糧、生活必需品等を確保し、民心の安定を図る。

なお、警戒宣言発表時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、市の緊急物資の供給は、これを補完するものとする。

### 第1 食糧の確保

災害時における米穀等主食の確保は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け総食第113号)」及び三重県の「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定(23年7月1日)」によって行うことになるので、あらかじめ関係機関と調整を図っておくものとする。

### 第2 飲料水の確保

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、市民に対して飲料水及び生活用水確保の呼び掛けを行うとともに、自主防災組織の活動を中心とした、給水活動の準備について広報する。

また、警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合、緊急対策措置として次に示す応急対策を講じるものとする。

- 1 住民に対する飲料水の確保に関する呼びかけ
- 2 応急給水システムに基づき応急給水活動の準備
- 3 水源の確保
- 4 水道施設及び資機材の点検
- 5 応急復旧体制の準備

### 第3 生活必需品等の確保

生活必需品を取り扱う小売・卸売業者及び災害時応援協定締結業者等と事前に調整等を行うこと等により、迅速に調達できる方法を検討しておくものとする。

また、平常時より各家庭において持ち出し品の点検や生活必需品の確保を行うよう啓発に努めるとともに、東海地震注意情報が発せられ各家庭が一斉に市内店舗に集中する恐れがあることなどを周知するなどの措置を講ずる。

## 第13節 市民のとりべき措置

東海地震注意情報及び東海地震予知情報(警戒宣言)が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震災害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を講じなければならない。

市民の取るべき措置は、以下のとおり。

### 1 火の使用を制限する。

火はなるべく使わないよう心掛け、使用する場合はいつでも消せるようにそばから離れないようにする。

### 2 水を用意する。

浴槽やバケツなどの容器を使用して、生活水や消火用水などを蓄える。

### 3 危険物等の安全を確かめる。

プロパンガスのボンベ等の転倒防止や灯油などの油脂類の保管状況を確認する。

### 4 室内の安全を確かめる。

家具類などの転倒防止や棚から落下しそうな物はないかなどの安全を確認する。

### 5 ガラスの破損を防ぐ。

窓ガラスや食器棚のガラスなどの破損による飛散防止対策を行う。

### 6 脱出口を確保する。

玄関や廊下などの脱出通路となる所に障害となる物がないか確認する。

### 7 非常持出品を確かめる。

非常持出し袋などを確認するとともに、避難に必要な物を準備する。

### 8 服装を行動しやすいものに着替える。

避難に備え、行動しやすい服装に着替え、靴を準備する。

### 9 正しい情報を知る。

警戒宣言発表後は、テレビやラジオなどのマスコミ情報及び市、県、警察、消防などから発表される情報に注意し、デマなどの情報を信用することなく冷静な行動を心掛ける。

### 10 隣近所で協力し合う。

隣近所で発災時の避難要領や災害時要援護者等に対する避難支援などについて話し合う。

### 11 危険地域では避難準備を開始する。

急傾斜地などがけ崩れが予測される地域では、いつでも避難できるよう準備を開始する。

### 12 家族みんなで話し合う。

家族で避難の方法や避難場所及び連絡方法などについて話し合う。

### 13 不要な外出を控える。

旅行や外出などは努めて中止し、帰宅困難者とならないよう不要な外出は控える。